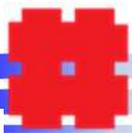


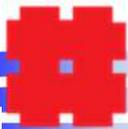
事業所等運営に関する 基本的な事項について② (報酬請求等)



介護給費等算定に係る体制等に関する届出について

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）については、利用者や指定相談支援事業所等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から算定を開始することができます。

年度初めの特例は報酬改定等新年度から取り扱いが変わるものや、年度実績に関するもののみとなりますので、その他の加算につきましては、通常通り前の月の15日（3月15日）までの提出が必要です。

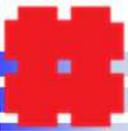


令和6年度に新設、見直しされた 減算について

運営指導でたびたび指摘している減算ですので、遺漏なくご対応ください。

- 虐待防止措置未実施減算
- 身体拘束廃止未実施減算
- 情報公表未報告減算
- 業務継続計画未策定減算

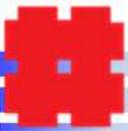
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、令和7年4月1日から業務継続計画未策定減算の適用対象となりました。



虐待防止措置未実施減算

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算します。

- ①虐待防止委員会を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること
- ③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと



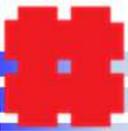
身体拘束廃止未実施減算

次の基準を満たしていない場合に、減算を適用します。

- ①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- ②身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の使用も可能)を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - (2)身体拘束等の適正化のための指針を整備する
 - (3)従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的(年1回以上)に実施する

【減算の取扱い】

(施設・居住系サービス) …基準を満たしていない場合、所定単位数の10%減算
(訪問・通所系サービス) …基準を満たしていない場合、所定単位数の1%減算



情報公表未報告減算

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算します。

- ・ 所定単位数の10%を減算
(対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練)
- ・ 所定単位数の5%を減算
(対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援)

会員入口

WAM 独立行政法人 福祉医療機構 が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイトです。

サイト内検索



会員登録

トップ

高齢・介護

医療

障害者福祉

子ども・家庭

知りたい

障害者福祉 トップ ▶

● 行政情報を見る

➔ 行政情報（障害者福祉）

● 障害者福祉制度を知りたい

- ➔ 制度解説ハンドブック
- ➔ 障害者福祉制度解説
- ➔ 利用までの流れ
- ➔ サービス一覧/サービス紹介
- ➔ よくあるご質問
- ➔ 用語集
- ➔ 制度解説特集
- ➔ 障害者厚生連連携推進法について
- ➔ 障害福祉サービス等指定基準・報酬関係Q&A

● サービス提供機関を調べる

- ➔ 障害福祉サービス等情報検索
- ➔ 福祉サービス評価情報
- ➔ サービス提供機関情報検索

● 専門職養成施設を調べる

➔ 専門職養成施設情報検索

● サービス取組事例を見る

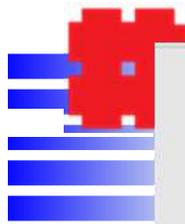
➔ サービス取組み事例紹介

● 各自治体の窓口を調べる

➔ 各自治体の窓口

障害福祉トップから障害福祉サービス等情報検索に入り、システムログインよりID,パスワードを入力してログイン。

・障害福祉サービス等指定基準・報酬関係Q&Aについてはここから検索。



競争入札情報の初回情報は...
競争入札情報の初回情報は...

地域から探す (都道府県名をクリック)

- 秋田
- 岩手
- 宮城
- 山形
- 福島
- 新潟
- 長野
- 群馬
- 栃木
- 茨城
- 千葉
- 東京
- 静岡県
- 岐阜
- 富山
- 山梨
- 福井
- 滋賀
- 京都
- 大阪
- 奈良
- 和歌山
- 三重
- 愛知
- 岐阜
- 静岡県
- 富山
- 山梨
- 福井
- 滋賀
- 京都
- 大阪
- 奈良
- 和歌山
- 三重
- 愛知

沖縄

島根 鳥取

登録完了後も毎年度更新の必要があり、今年度は7月末が報告期限ですので、期限までに登録情報の更新及び承認申請を実施してください。

ログイン入り口

システムログイン

地域から探す
都港区

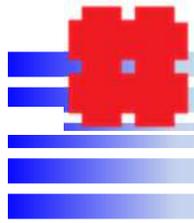
法人名から探す
例: 社会福祉法人〇〇

事業所名から探す
例: 〇〇ホーム

事業所番号から探す
例: 1234567890

・IDが不明な場合は岐阜市障がい福祉課指導係まで問い合わせを。
(☎214-2136)

1法人につき1IDとなり、パスワードはこちらでは管理していないため、担当者が変更になるなどして分からなくなることはないよう管理すること。



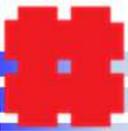
業務継続計画未策定減算

これらの基準に適合していない場合、所定単位数を減算します。

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ②当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※令和7年4月1日から、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」が策定されているのみで、感染症と非常災害の業務継続計画が未策定の場合、減算が適用されます。

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、令和7年4月1日から業務継続計画未策定減算の適用対象となりました。

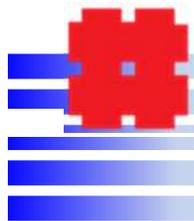


業務継続計画未策定減算その②

【減算単位】

- ・ 所定単位数の3%を減算
(対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練）

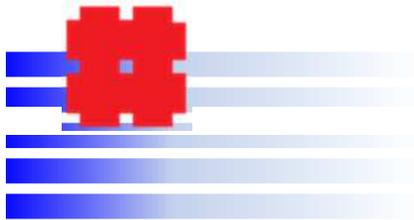
- ・ 所定単位数の1%を減算
(対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、（障害者支援施設が行う各サービスを除く）



福祉・介護職員等処遇改善加算

運営指導でたびたび指摘している内容ですので、特に注意してください。

<p>福祉・介護職資質の向上を支援するための研修を実施しているものの、研修計画等が作成されていない。</p>	→	<p>研修計画を作成し、計画に沿って研修を実施してください。</p>
<p>処遇改善計画の内容を周知したとされるものの、周知されていることを確認する記録がない。</p>	→	<p>従業者へ周知したことがわかる記録を残してください。</p>
<p>年度の途中で福祉専門職員配置等加算・特定事業所加算の算定要件を満たさなくなり、福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰを算定できなくなった。</p> <p>(福祉専門職員配置等加算・特定事業所加算を算定できない月が4月連続した場合、1～3月間は福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰを算定し、4月日以降福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱを算定する)</p>	→	<p>加算について変更する届出を提出してください。</p>



初回加算

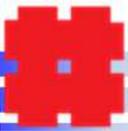
新規に支援計画を作成した利用者に対してサービスを提供した場合に算定できる加算です。

〈対象となるサービス〉

- ・居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護
- ・計画相談支援・障害児相談支援
- ・保育所等訪問支援 など

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護:

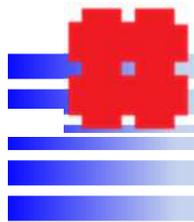
- ・・・サービス提供責任者が初回サービスを行う、または同行する場合に加算可



食事提供体制加算の見直し

令和5年度までの要件に加え、以下の要件を**全て**満たすことで算定できるようになりました。

- ① **管理栄養士等（管理栄養士又は栄養士）が献立作成に関与
または献立の確認を行う**
- ② **利用者ごとの摂食量を記録する**
(目視や自己申告等による方法も可)
- ③ **利用者ごとの体重の記録を行う**
(おおむね6か月に1度BMIの記録が必要。身長不明の場合は
体重のみの記録も可。利用者の意向で体重を確認できない
場合、個別支援記録等において意向の確認をした旨の記録
を残すこと)

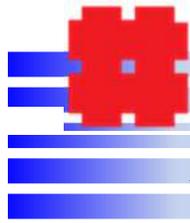


平均利用者数の算出方法

新設または増改築を行った際、新設または増改築の時点からの経過期間によって計算方法が異なります。

新設増改築の時点から6月未満	定員の90%を平均利用者数とする	小数点第2位以下を切り上げる
新設増改築の時点から6月以上1年未満	直近の6月間における全利用者数の延べ数を6月間の開所日数で除した数を平均利用者数とする	
新設増改築の時点から1年以上	直近の1年間における全利用者数の延べ数を1年間の開所日数で除した平均利用者数とする	
前年度において1年の実績がある	前年度4月～3月の1年間の全利用者数の延べ数を1年間の開所日数で除した数を平均利用者数とする	

ただし、定員を増加する場合は、**増加後の定員の90%を平均利用者数とします。**

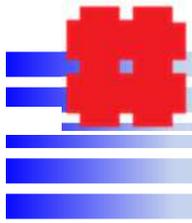


夜間支援対象利用者数の算出方法

新設または増改築を行った際、新設または増改築の時点からの経過期間によって計算方法が異なります。1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象者数によって、単位が異なります。

新設増改築の時点から6月未満	定員の90%を夜間支援対象者数とする	
新設増改築の時点から6月以上1年未満	直近の6月間における全利用者数の延べ数を6月間の開所日数で除した数を夜間支援対象者数とする	①小数点第2位以下を切り上げる
新設増改築の時点から1年以上	直近の1年間における全利用者数の延べ数を1年間の開所日数で除した数夜間支援対象者数とする	②切り上げた後の小数点第1位を四捨五入して整数にする
前年度において1年の実績がある	前年度4月～3月の1年間の全利用者数の延べ数を1年間の開所日数で除した数を夜間支援対象者数とする	③①と②の計算は住居ごとに行う

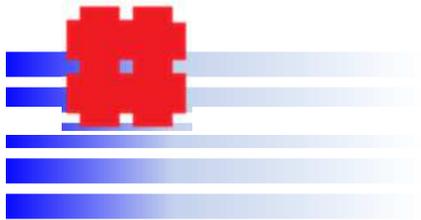
ただし、入居定員を変更する場合は、**前年度の平均利用者数に定員の変更分の90%を加えたもの**を夜間支援対象利用者数とします。



GHにおける平均利用者数と 夜間支援対象利用者数

【例】定員5名のGHを開所し、4名定員、3名定員の住居を追加した場合

	令和7年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	
	●定員5名							2軒目の住居を追加 ●1軒目定員5名 ●2軒目定員4名					3軒目の住居を追加 ●1軒目定員5名 ●2軒目定員4名 ●3軒目定員3名			
人員配置の基準	定員の90%が利用しているものとして人員を配置 ($5 \times 0.9 = 4.5$)							直近過去6月間の平均利用者数をもとに人員を配置	従前の住居の定員と追加した住居の定員の合計の、90%が利用しているものとして人員を配置 ($9 \times 0.9 = 8.1$)					従前の住居の定員と追加した住居の定員の合計の、90%が利用しているものとして人員を配置 ($12 \times 0.9 = 10.8$)		
	定員の90%を夜間支援対象利用者数とする ($5 \times 0.9 = 4.5 \rightarrow$ 四捨五入で5)							1軒目の直近過去6月間の平均利用者数を1軒目の夜間支援対象利用者数とする					1軒目の直近過去12月間の平均利用者数を1軒目の夜間支援対象利用者数とする			
夜間支援対象利用者数 <small>住居ごとに計算し 適宜合計する</small>	/							2軒目の定員の90%を夜間支援対象利用者数とする ($4 \times 0.9 = 3.6 \rightarrow$ 四捨五入で4)					2軒目の直近過去6月間の平均利用者数を2軒目の夜間支援対象利用者数とする			
	/							/					3軒目の定員の90%を夜間支援対象利用者数とする ($3 \times 0.9 = 2.7 \rightarrow$ 四捨五入で3)			

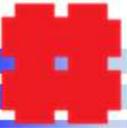


日中支援加算

【日中支援加算 概要】

指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が日中支援対象利用者に対して、個別支援計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援対象者の数に応じ、1日につき所定単位数を算定します。

日中支援加算の区分は、(Ⅰ)(Ⅱ)と設けられており、障害支援区分によっても単位数が異なります。



日中支援加算その②

日中支援加算（Ⅰ）

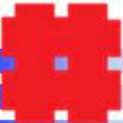
- ・対象者

高齢又は重度の障害者

（65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者）

- ・算定条件

- （1）支援の内容について、利用者のサービス等利用計画と整合性を図った上で、個別支援計画に位置付けをする。
- （2）個別支援計画に位置付けをした後に、利用者に対して、日中に支援を行う。
- （3）指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の因数に加えて、日中に支援を行う日中支援事業者を加配する。



日中支援加算その③

日中支援加算(Ⅱ)

・対象者

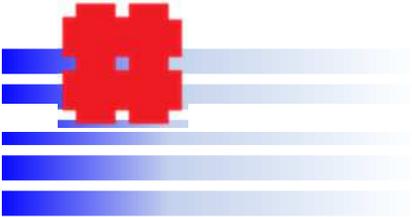
- (1) 日中活動サービスを利用している者
- (2) サービス等利用計画及び個別支援計画に位置付けて計画的に地域活動支援センター、介護保険サービス、精神科デイ・ケア等を利用している者
- (3) 就労している利用者

・算定できる日

- (1) (2) (3)の利用者がサービス等を利用することとなっていた予定日に、利用することができなかった日

・算定条件

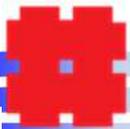
- (1) 日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、支援の内容について、利用者のサービス等利用計画と整合性を図った上で、個別支援計画に位置付けをする。
- (2) 個別支援計画に位置付けをした後に、利用者に対して日中に支援を行う。
- (3) 指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、日中に支援を行う日中支援事業者を加配する。



日中支援加算その④

【注意事項】

- ・日中支援従事者(世話人、生活支援員等)が勤務した時間は、共同生活援助の人員基準及び人員配置体制加算するための時間には含めてはならない。
- ・「日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律」に規定する休日は、算定することができない



就労選択支援の創設 その①

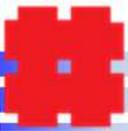
○ 就労選択支援とは

就労アセスメントの手法により、本人と協同で強みや特性、課題等を整理して自己理解を促すとともに、就労支援に係る社会資源等に関する情報提供、指導・助言を通じて、本人の希望も重視しながら就労に関する適切な選択の機会を提供するサービス。

○ 利用の対象となる方

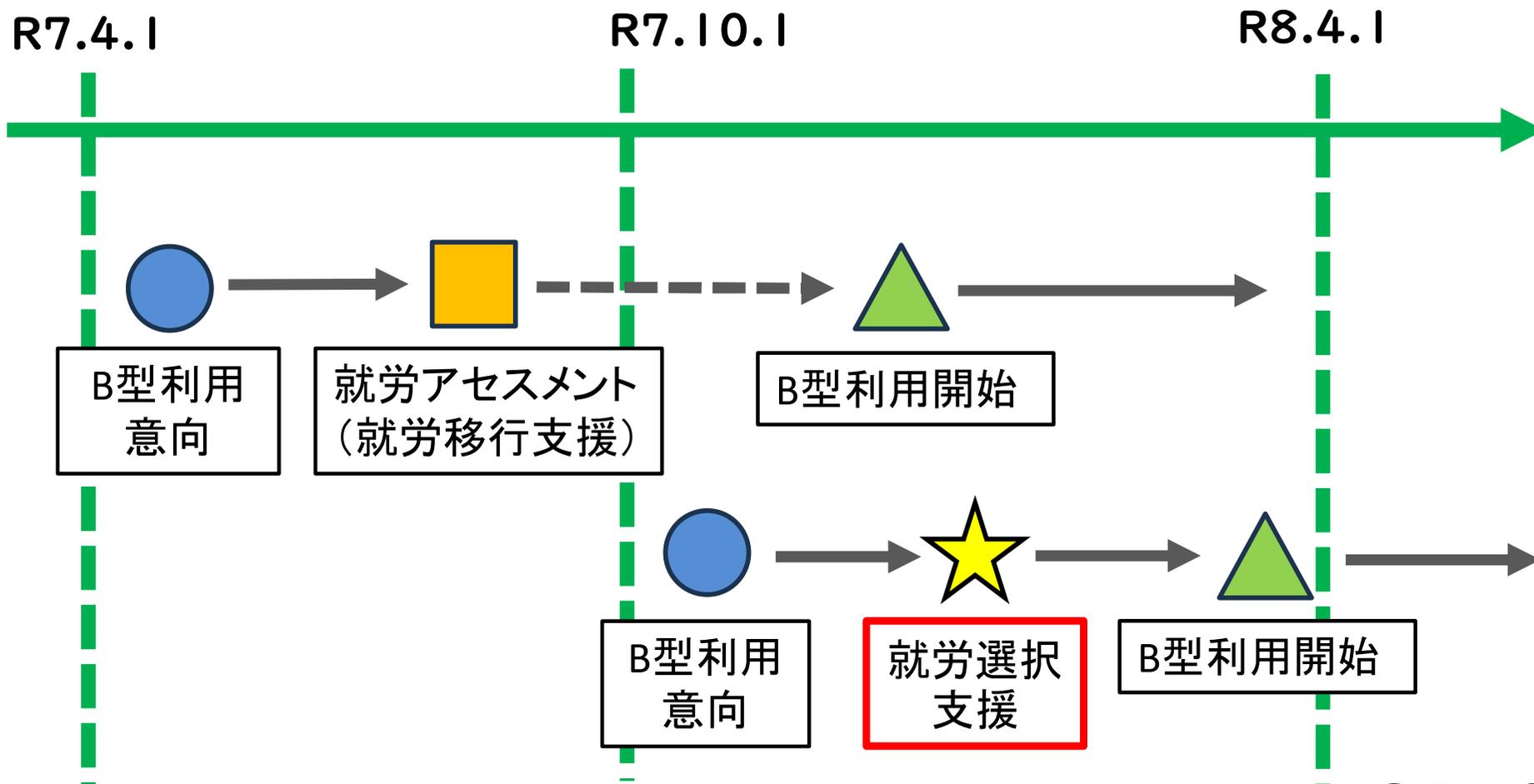
就労継続支援B型の新規利用希望者 ※は令和7年10月1日から、就労継続支援A型の利用希望者は令和9年4月1日から、原則利用することになります。

※ 50歳以上の方、障害基礎年金1級受給者、就労経験ありの方を除く。

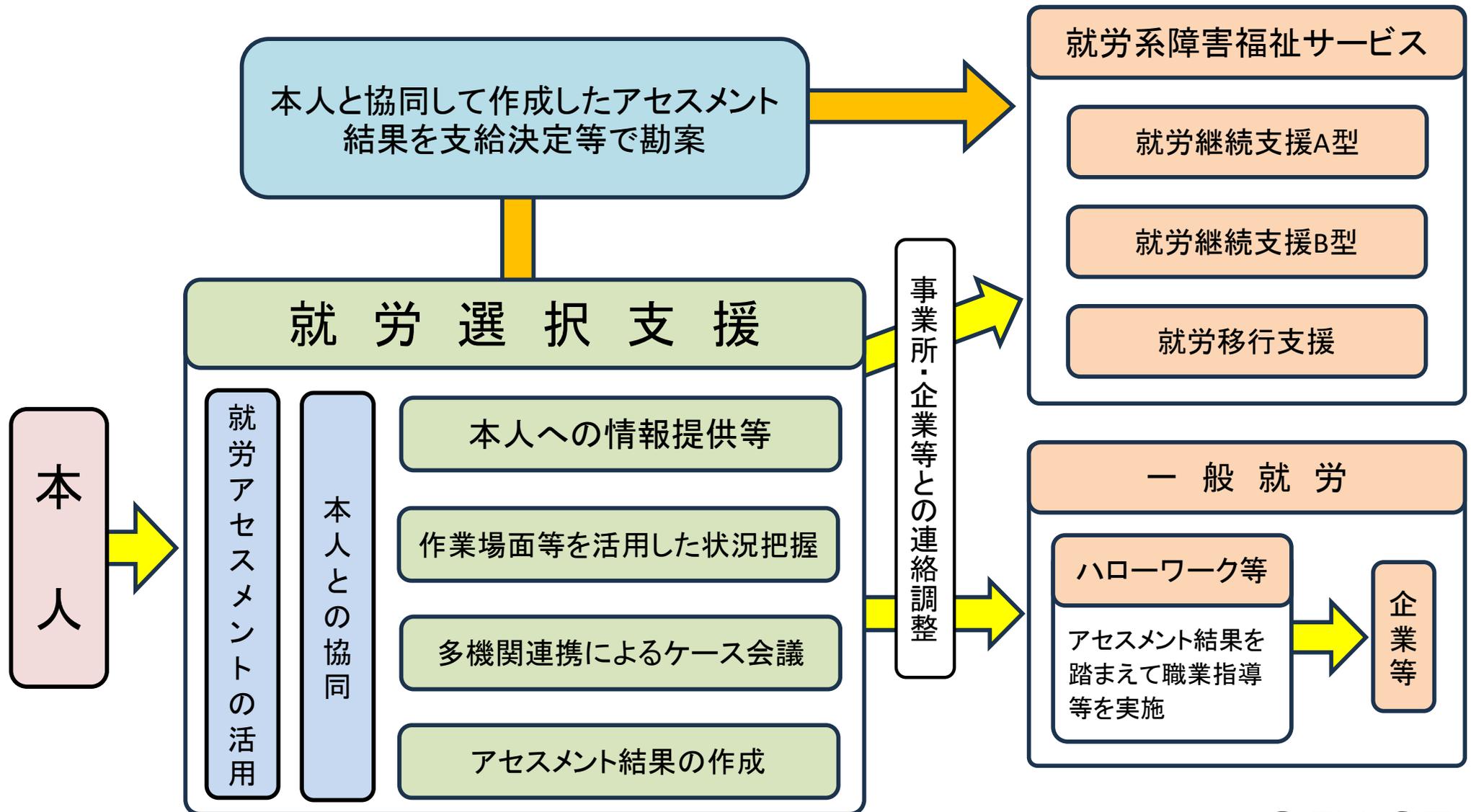


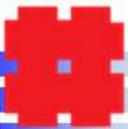
就労選択支援の創設 その②

〈 就労選択支援の利用イメージ 〉



就労選択支援の創設 その③





就労選択支援の創設 その④

○ 事業所指定の要件

〈実施主体〉

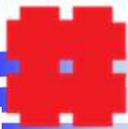
- ・就労移行支援事業所、就労継続支援事業所(実績要件あり)
- ・障害者就業・生活支援センター事業の受託法人
- ・自治体設置の就労支援センター
- ・障害者能力開発助成金による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関

〈定員〉

10人以上

〈職員配置〉

管理者1以上、就労選択支援員(人員配置15:1以上)



勤務形態一覧表についての注意

勤務形態一覧表は、人員配置基準を満たしているか、加算要件を満たしているかを確認するための重要な資料です。

変更届や体制届の提出時に注意深く確認いただくことはもちろん、毎月の請求前に各事業所において振り返りをしてください。

加算要件を満たさないことがわかった場合、必要に応じて速やかに体制届の提出をしてください。

【よくある指摘例】

- ・4週合計の時間がシフトと合わない
- ・サービス提供時間中に必要な人数の有資格者を配置できていない
- ・従業員の肩書きが実際と異なる
- ・休憩時間を含んで勤務時間数を算出している